

# 部活動について

## 1. 部活動について

(1) 希望者入部制とする。

- ・4月に部活動入部確認書を渡し、確認を行う。

【様式：部活動入部確認書（担任）：部活動入部届（顧問）

部活動退部届（顧問・担任）】

(2) 活動する部活動は別表のとおり、ただし部員数などの状況に応じて検討する。

(3) 「運動部活動に係る活動方針」に則って活動を行う。（文化部も運動部に準ずる）

(4) 新型コロナの感染対策を十分に行わせながら活動させる。

- ・部活動等活動前のチェックリストの記入
- ・部活動前後の石けんを使用しての手洗いの徹底
- ・3密にならないように気をつけさせる。
- ・体調に留意しながら活動に取り組ませる。

## 2. 活動時間について

(1) 活動時間及び下校時間

①平日（月～金）の活動時間について

ア 次の3期に分けて、活動時間を設定する。

期 間（平 日）	活 動 時 間	下校完了	備 考
4月～1学期終了（10月中旬：新人戦前）	16：00～（17：45）	18：00	延長可
2学期（10月中旬）～2学期期末考査	16：00～（17：00）	17：15	延長可
2学期期末考査以降～3月	16：00～（17：30）	17：45	延長可

イ・平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。

- ・行事等で、部活動開始時間が変更になった時には、終了時間も変更となる。
- ・6月中総体までの1年生の活動は、原則的に5時までとするが、保護者の承諾を取り、参加することができる。

【様式：1年生の部活動の活動時間延長について（保護者承諾書）】

ウ 活動時間の延長について

- ・延長は強化練習期間においてのみ、最大30分までを限度とする。
- ・原則として、延長は中体連等が主催する大会の4週間前から可能。ただし、その際は必ず保護者に承諾を取り、学校長に延長届けを提出し、黒板に記入する。（上位大会に出場した場合は、更に期間を延長することができる）
- ・生徒の健康には十分配慮し、保護者の理解を得ること。通年の延長は避ける。

【様式：部活動の活動時間の延長について（保護者承諾書）】

②長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、学校の休業日の活動時間について

- ・長くとも、3時間程度とする。
- ・休日および長期休業中の練習計画は、別に定める。

### ③朝練習の制限について

- ・原則として、朝練習は実施しないが、特別の事情がある場合には、顧問が事前に学校長の承諾を取り、保護者から承諾書を取る。学校長に延長届を提出し、黒板に記入する。
- ・活動時間は7：00～8：00以内とし、その後の学級活動に支障のないようにする。
- ・生徒の健康には十分配慮し、保護者の理解を得ること。

【様式：部活動の活動時間の延長について（保護者承諾書）】

## 3. 休養日の設定（休養日とは、朝も放課後も活動を行わない日）

### ①学期中の休養日について

ア 平日は、週2日以上休養日を設定する。

- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 土曜日及び日曜日ともに大会参加等で活動した部は、原則として、休養日は他の土曜日及び日曜日に振り替える。

- ・祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いにする。

### ②長期休業日の休養日について

ア 学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。

## 4. 活動の中止日

- ・中間考査の3日前、期末考査の5日前、実力考査の1日前より部活動を中止する。  
ただし、大会直前等でやむを得ず活動する場合は、顧問は学校長の承諾を得、保護者の承諾書を取り、黒板に記入する。
- ・全職員が参加する会議・研修のとき。（職員会議、教科研究会、教科外研究会など）
- ・その他必要と認められる日。（流感などで欠席の多いときなど）
- ・会議や出張等で顧問が活動に付けない場合には中止になることがある。

## 5. 強化練習期間（ハイシーズン）

①年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

②活動時間や活動を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

## 6. 雨天時の活動について

- ・各部の練習は、下記の雨天時用の指定された場所で行うこと。
- ・校舎内や階段を走ったりすることは、原則禁止とする。  
ただし、指定された場所を、顧問がついている状態でジョグ位を行うのは良いが、安全第一で行うこと。

【雨天時活動場所】※通級指導教室の前は使用不可

1階・・・バスケットボール部

2階・・・陸上・サッカー部

3階・・・ソフト部・野球部

4階・・・テニス部・バドミントン部

## 体育館・武道館使用規定

1. 学校の教育活動以外の活動で体育館、武道館及び用具を利用するときは、学校長の許可を得て使用すること。
2. 体育以外の授業で体育館及び用具を利用するときは、体育科の許可を得て使用すること。
3. 用具の使用については、体育科の許可を受けて丁寧に扱うこと。
4. 使用するときの注意
  - (1) フロアーに入る際は、砂などを持ち込まないように上靴をよくふいてから入る。
  - (2) 使用前と終わりに床のモップ掛けをする。
  - (3) 倉庫内の用具・器具などは、許可を受けたもの以外使用しない。
  - (4) ステージの幕・防球ネット・暗幕・ライト、武道場の放送設備等は責任者の指示を受けてから使用する。
  - (5) ピアノ・放送設備は、それらの責任者の指示を受けてから使用する。
  - (6) 器具などを破損した際は、それらの責任者に直ちに報告を行い、指示を受ける。
  - (7) 使用終了後、使用した器具等は元の状態に戻し、各扉の施錠を確認してから出る。